

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：壬生町水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和40年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*		職員数* (H19. 4. 1現在)	10人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	74円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	2,546
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	709
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.716（H18）
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	8.2（H19）
		経常収支比率*（%）	88.3（H18）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3  にしを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	壬生町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	壬生町長 清水 英世
既存計画との関係	壬生町第5次総合振興計画
公表の方法等	町広報紙・HPへの掲載、町議会全員協議会で説明
基本方針	水道事業における使命は、『住民に安全で良質な水を安定的に供給する』ことであり、このため、経営面では「サービス水準の向上と水道料金を維持、抑制できるように経営基盤の強化と経営の健全化に取り組む」とともに、施設整備（更新）面では、「計画的、効果的な整備（更新）の推進」に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			276	276
	補償金免除額			38	38
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			4	4

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業（第一次拡張）			34,857	34,857
	上水道事業			64,784	64,784
	上水道事業（第一次拡張）			92,141	92,141
	上水道事業（第一次拡張）			84,007	84,007
	上水道事業	25,782			25,782
合 計 (A)		25,782		275,789	301,571
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		25,782		275,789	301,571

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業			1,537	1,537
	上水道事業			1,534	1,534
合 計 (A)				3,071	3,071
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				3,071	3,071

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町水道事業の経営状況、財務状況は、累積欠損金もなく、総収支比率、経常収支比率、料金回収率のいずれも100%を超えており、繰入金比率も低いことから、独立採算による経営を堅持し、その状況は類似団体や県内市町と比較しても良好といえる。</p> <p>しかしながら、少子高齢化や節水意識の定着・節水型機器の普及、更には大口利用者の経費節減による水需要の抑制等により、給水収益の増収は期待できず、今後の事業運営に注意する必要がある。また、普及率は県内でもまだまだ低く、全町給水に向けた配水管整備の推進や老朽化した施設の更新などで莫大な資金投資が必要であり、厳しい財政運営を強いられることが予想される。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 収入の確保</p> <p>全町給水に向けた配水管整備(拡張事業)の推進と老朽施設(管)の更新にあたり、事業費が増大する一方、人口や水需要の伸びが期待できず、給水収益の減少が予想される中で、水道施設の更新財源をどのように確保するかが課題である。</p>
	<p>課 題 ② 企業債借入額の抑制と特定財源の導入</p> <p>企業債残高と元利償還金の負担を鑑み、企業債借入額の抑制を図るとともに、国・県支出金、出資金、事業関係者からの負担金などの特定財源の導入を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 収益的支出の削減</p> <p>水道料金収入や水道加入金が減少する中で一定の純利益を出していくためには、企業債利息、減価償却費、職員給与費、その他経常経費等の抑制を図り、収益的支出の削減に努めていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 建設改良事業費の抑制</p> <p>全町給水に向けた未普及地域への配水管布設や施設の老朽化による更新・改良への対応が必要であるが、後年度の減価償却や企業債支払利息の負担を抑制するため、工事コストの縮減等により建設改良事業費の抑制を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	111.2	90.4	109.9	120.8	115.2	110.8	119.5	117.3	115.7	114.5	
総収支比率(法適用)	(%)	116.6	95.0	114.7	125.7	119.3	115.9	126.6	124.8	122.7	121.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	117.8	95.7	115.9	128.4	122.3	118.7	128.0	125.6	123.5	122.0	
営業収支比率(法適用)	(%)	162.4	121.0	153.1	165.9	148.5	141.1	144.9	141.4	138.8	136.8	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	
	うち基準内繰入金	(%)	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	12.8	7.5	11.7	2.9	15.1	5.3	12.8	11.6	11.6	11.6
	うち基準内繰入金	(%)	2.1	2.5	6.4	1.8	8.6	4.0	10.1	9.2	9.2	9.2
	うち基準外繰入金	(%)	10.7	5.0	5.3	1.1	6.5	1.3	2.7	2.4	2.4	2.4
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	本町の1ヶ月20㎡当たりの家庭用水道料金は、全国平均を下回っているが、給水人口規模別区分(類似団体平均)では高い。ただし、県内市町の中では平均を下回っている状況にある。今後の水道料金の収入見込としては、節水等による有収水量の伸び悩みが予想されるが、拡張事業推進による給水人口の増加を勘案し、やや微増で計上。なお、料金改定は見込んでいない。
2 他会計繰入金の見込み	繰入基準内の繰入金である消火栓維持管理費分、消火栓設置負担金分及び老朽管更新事業出資金(一般会計出資債)を見込み計上した。 基準外繰入金については、新規拡張事業費分(未給水地区への配水管布設工事費)の割程度を一般会計から繰り入れる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成19年度に繰上償還(借換)を行ったものとした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

公営企業経営健全化計画 別紙1

(1) 収益的収支、資本的収支

区 分		見通し(H19～23)策定の考え方
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	
	(1) 料 金 収 入	水道料金の節水による減収と拡張事業による増収分を勘案し、やや微増で計上。料金改定は見込んでいない。
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	漏水事故等の修繕工事収益であり、計画期間中は同額で見込み。
	(3) そ の 他	水道利用加入金及び消火栓維持管理費負担金が主な収益であり、ほぼ同額で計上。
	2. 営 業 外 収 益	ほぼ横ばいで、やや減収傾向とした。
	(1) 補 助 金	
	他 会 計 補 助 金	
	そ の 他 補 助 金	
	(2) そ の 他	その他雑収益が主であり、ほぼ横ばいで、やや減収傾向とした。
	収 入 計 (C)	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	
	(1) 職 員 給 与 費	ほぼ同水準で推移するが、平成21年度から職員1名分の減額を見込んだ。
	基 本 給 与	平成21年度から職員1名分を減額した。
	退 職 手 当	
	そ の 他	平成21年度から職員1名分を減額した。
	(2) 経 費	
	動 力 費	ほぼ横ばいであるが、やや費用の増加を見込んだ。
	修 繕 費	維持管理費としての修繕費は、やや増加を見込んだ。
	材 料 費	ほぼ横ばいで計上。
	そ の 他	
(3) 減 価 償 却 費	既設分の減価償却分に、拡張(更新)事業分の配水管等施設の減価償却分を加味し計上した。	
2. 営 業 外 費 用		
(1) 支 払 利 息	平成19年度末に繰上償還希望額全額を繰上償還(借換)したものととして、その後の償還利息を積算計上。	
(2) そ の 他		
支 出 計 (D)		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		
特 別 利 益 (F)		
特 別 損 失 (G)	過年度水道料金の不納欠損等予定額を見込み計上。	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		
流 動 資 産 (J)	現金預金、水道料金の未収金が主なものであり、見込計上。	
うち 未 収 金	現年度分及び過年度分水道料金の未収金が主なものであり、見込計上。	
流 動 負 債 (K)	工事請負費(完成払い)、維持管理費である委託料等が主なものであり、見込計上。	
うち 一 時 借 入 金		
うち 未 払 金	工事請負費(完成払い)、維持管理費である委託料等が主なものであり、見込計上。	
不 良 債 務 (L)		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		
不 良 債 務 比 率 ( $\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$ )		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (M)		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)		
資 金 不 足 比 率 ((M)/(N)×100)		



公営企業経営健全化計画 別紙1

区 分		見通し(H19～23)策定の考え方
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	平成19年度に繰上償還(借換)したものと、また、年次計画に沿った拡張事業債及び老朽管更新事業債を計上。
	2. 他 会 計 出 資 金	新規拡張事業費(未給水地区への配水管布設工事費)の1割程度の繰入及び老朽管更新事業出資金分を計上。
	3. 他 会 計 補 助 金	
	4. 他 会 計 負 担 金	
	5. 他 会 計 借 入 金	
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	平成20年度以降、水道施設整備国庫補助事業(石綿セメント管更新事業)を申請・採択見込みで計上。
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	
	8. 工 事 負 担 金	下水道工事に伴う切廻し工事負担金等を見込み計上。
	9. そ の 他	
	計 (A)	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額	(B)
	純 計 (A)-(B) (C)	
	1. 建 設 改 良 費	新規拡張事業費(未給水地区への配水管布設工事費)及び老朽管更新事業費分を計上。
	うち 職 員 給 与 費	
2. 企 業 債 償 還 金	平成19年度に繰上償還(借換)したものと、また、起債償還計画に基づく企業債元金償還金を計上。	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		
5. そ の 他		
計 (D)		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	減価償却費及び資産減耗費見合いの過年度及び当年度分損益勘定留保資金。
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	
	3. 繰 越 工 事 資 金	
	4. そ の 他	減債積立金取り崩し、建設改良積立金取り崩し及び消費税資本的収支調整額で補てん。
計 (F)		
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)		
積 立 金 現 在 高	補てん財源としての積立金取り崩しと利益剰余金処分(積立)を勘案し計上した。	
企 業 債 現 在 高	定期償還及び繰上償還(借換)と建設改良費見合いの企業債借入額を勘案し、年度末残高を計上した。	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		
うちその他に係るもの		

(2) 他会計繰入金

区 分		見通し(H19～23)策定の考え方
収 益 的 収 支 分	繰入基準内の繰入金のみを見込み計上。	
	うち基準内繰入金	消火栓維持管理費として、既設の管理費用分を計上。
	うち基準外繰入金	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの	
資 本 的 収 支 分	基準内繰入及び新規拡張事業分の基準外繰入を計上。	
	うち基準内繰入金	老朽管更新事業出資金及び消火栓設置負担金分を計上。
	うち基準外繰入金	新規拡張事業費(未給水地区への配水管布設工事費)の1割程度を繰り入れ。
	うち赤字補てん的なもの	

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題③ 職員給与費の削減 「壬生町集中改革プラン」に掲げている「壬生町定員管理・給与の適正化」にもとづき、計画期間内(平成17～21年度)に1名の職員を削減する。 平成21年度以降、1名減分の職員給与費 7百万円×3ヵ年分=21百万円 の削減が図れる。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランにより、平成21年度に1名の職員を削減することとしており、計画通りに達成できる。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年度に給与構造改革を実施。平成19年度において管理職手当の定額化を実施し、さらに特殊勤務手当(浄水場管理人手当)について廃止を検討する。 また、地域手当については支給対象地域ではないため該当無し。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	平成18年度に給与構造改革を実施。 また、給与見直しに向けた取り組み方針を平成20年3月に公表予定。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇級については、平成16年10月に廃止済みである。 また、死亡退職時特別昇級については、平成20年3月末までに廃止する。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員互助会補助金の削減を実施。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	物件費の削減については、事務事業の見直しなどにより、平成18年度の決算額を上限として抑制する。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題③ 収益的支出の削減(経常経費の削減) 事務事業評価の事業見直しによる効率化、組織の見直しによる経常経費の削減、施設の維持管理費の削減や合理化、委託契約の複数年化(施設警備等)などにより経費を削減していく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	町広報紙やホームページなどに掲載し情報公開する。
5 その他	<p>課題① 収入の確保 水道料金の徴収対策として、平成14年度から民間の専門業者に徴収業務を一括委託しており、年々増加傾向にあった未収金の減少に努めてきた。今後も徴収委託を実施することにより、徴収率の更なる向上に努め、料金収入の確保を図る。平成18年度徴収率99.5%から平成23年度(次年の5月末現在)99.9%までに、毎年平均0.08%ずつの徴収率アップを図る。)</p> <p>改善額 = 各年度の料金調定額 × 徴収率上昇分</p> <p>平成19年度 = 509百万円 × 0.08% = 0.4百万円            平成20年度 = 510百万円 × 0.16% = 0.8百万円            平成21年度 = 511百万円 × 0.24% = 1.2百万円            平成22年度 = 512百万円 × 0.32% = 1.6百万円            平成23年度 = 513百万円 × 0.40% = 2.1百万円 ※平成19年度～23年度改善額合計 6.1百万円</p> <p>課題② 企業債借入額の抑制と特定財源の導入 事業費の縮小などにより企業債借入額の抑制を図るとともに、老朽管(石綿セメント管)更新事業の財源として国庫補助金や出資金(一般会計出資債)など特定財源の導入を図る。</p> <p>課題④ 建設改良事業費の抑制 将来の水需要予測を踏まえた建設改良事業の見直しにより、適切な施設整備(更新)事業を推進する。また、公共工事の建設コストを縮減するため、水道事業と他事業(道路改良事業、下水道事業等)との連絡調整により、事業実施箇所や実施時期を協議し、重複する工種(舗装切断工・舗装掘削処分、舗装工)等の削減に取り組み、1mあたり3,000円の経費削減を図る。新規(更新)事業施工延長4kmの約25%を重複施工することにより、年間3百万円(L 1,000m × 3,000円/m)が削減できる。</p> <p>改善額 = 3百万円 × 5ヵ年 = 15百万円 (A)</p> <p>更に、建設コスト縮減のため、道路構造・管路等に影響を及ぼさない範囲内での、配水管の浅層化(浅層埋設 1.2m→1.0m)に取り組み、1mあたり1,000円の経費削減を図る。新規(更新)事業施工延長4kmの約25%を浅埋施工することにより、年間1百万円(L 1,000m × 1,000円/m)が削減できる。</p> <p>改善額 = 1百万円 × 5ヵ年 = 5百万円 (B)</p> <p style="text-align: right;">※工事コスト縮減額(改善額計) (A)+(B) = 年間4百万円 × 5ヵ年 = 20百万円</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	IV-1 職員数については、庁内全体の組織機構の中で、適正な人員配置に努めます。（平成21年度職員1名減する。） 給与等の適正化についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>IV-5 収入の確保 徴収業務の民間委託により、専門の徴収技術を活用し徴収率の向上に努め、料金収入の確保を図る。（徴収率を99.9%まで引き上げる。）</p> <p>IV-5 企業債借入額の抑制と特定財源の導入 老朽管更新事業費の財源として、国庫補助金・出資金（一般会計出資債）などの特定財源を導入する。</p> <p>IV-5 建設改良事業費の抑制（工事コストの縮減） 公共工事の建設コストを縮減するため、水道事業と他事業（道路改良事業、下水道事業等）との協議を行い、実施箇所や実施時期を統一・調整することにより重複する工種等を削減することができ、事業費の削減が図れる。</p> <p>更に、工事コスト縮減のため、配水管の浅層化（浅層埋設）を実施することにより事業費を削減する。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
①	料金改定率												
	改善額												
	料金の徴収対策												
	改善額	4	6	7	8	9	34	0.4	0.8	1.2	1.6	2.1	6.1
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
【経費の削減】													
③	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)					70		71	71	64	64	64	
	改善額							-1	-1	6	6	6	16
	給与水準					40		39	39	35	35	35	
	改善額							1	1	5	5	5	
	その他					30		32	32	29	29	29	
	改善額							-2	-2	1	1	1	1
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	9	9	9	10	10		10	9	9	9	9	
	増減数(人)				1				-1				-1
④	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)							4	4	4	4	4	20
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2,839	2,879	2,802	2,647	2,546		2,425	2,353	2,260	2,187	2,146	
	増減	75	40	-77	-155	-101		-121	-72	-93	-73	-41	
	計画前5年間改善額 合計						34						42
	改善額 合計												38
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	32	32	32	33	33	33	33	34	34	34
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	3,379	3,378	3,338	3,380	3,325	3,360	3,360	3,380	3,380	3,380
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	12,496	12,252	11,942	11,434	10,799	11,000	11,000	11,500	11,500	11,500
最大稼働率 (%)	62.5	61.3	59.7	57.2	54.0	55.0	55.0	57.0	57.0	57.0
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	153.4	151.8	152.9	153.0	153.1	151.5	151.8	151.2	151.5	151.8
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	139.0	169.0	140.1	127.8	134.0	137.9	128.2	130.9	132.9	134.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。